

## 5. 取引態様別、要因別 苦情・紛争 相談件数の状況

宅地建物取引業法主管課において取り扱われた2,645件の取引態様や要因別での傾向について紹介する。

なお、宅地建物取引業法主管課で取り扱われた件数（2,645件）は、対前年度比で19件の減少（▲0.7%）であった。

### ① 取引態様別 苦情・紛争相談件数

平成20年度に宅地建物取引業法主管課で取り扱われた2,645件を取引態様別にみると、宅地建物取引業者自らが売主として関与する「売買」に係る紛争が1,231件（対前年度比+324件、+35.7%）で最も多く、次いで「売買の媒介・代理」に係る紛争の868件（対前年度比▲197件、▲18.5%）、「賃貸の媒介・代理」に係る紛争の546件（対前年度比▲146件、▲21.1%）となっている。

【表-6、図-6】

【表-6】 取引態様別 苦情・紛争相談件数推移

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
売買に係る紛争	1,500 39.5%	1,582 40.9%	1,585 40.1%	1,340 40.6%	1,740 43.1%	1,340 39.6%	1,251 38.3%	1,263 39.9%	907 34.0%	1,231 46.5%
売買の 媒介・代理に係る紛争	1,262 33.3%	1,268 32.8%	1,283 32.4%	1,024 31.0%	1,213 30.1%	1,319 39.0%	1,265 38.7%	1,149 36.3%	1,065 40.0%	868 32.8%
賃貸の 媒介・代理に係る紛争	1,033 27.2%	1,019 26.3%	1,087 27.5%	938 28.4%	1,081 26.8%	726 21.4%	753 23.0%	754 23.8%	692 26.0%	546 20.6%
合 計	3,795	3,869	3,955	3,302	4,034	3,385	3,269	3,166	2,664	2,645